

倉吉市上下水道局告示第4号

倉吉市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び同条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、倉吉市上下水道局において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

倉吉市長 広田 一恭

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和5年3月31日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
別紙のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
別紙のとおり
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式（汚水）
- 5 下水の処理が開始される流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517
名称 天神浄化センター
- 6 縦覧場所
倉吉市上下水道局（倉吉市役所本庁舎）

下水を排除及び処理すべき区域

No.	町名	地番
①	住吉町	114-1
②	住吉町	114-5
③	住吉町	114-6
④	住吉町	114-7
⑤	北野	111
⑥	北野	112
⑦	北野	115-1
⑧	北野	128
⑨	北野	761-15
⑩	不入岡	815-7
⑪	不入岡	815-8
⑫	不入岡	815-9
⑬	鴨河内	1735-3
⑭	中河原	520-1
⑮	中河原	521-1
⑯	中河原	522-1
⑰	小鴨	146-2
⑱	小鴨	146-3
⑲	小鴨	146-5
⑳	小鴨	146-6
㉑	国府	305-1
㉒	福庭町2丁目	27
㉓	上井	272-1
㉔	松河原	16-1
㉕	松河原	16-5
㉖	下田中	93-1
㉗	福庭町1丁目	558